

商品類型 No. 501 「小売店舗 Version2.0」 認定基準
パブリックコメントにおける御意見と対応内容

No	該当箇所	御意見（概要）	対応内容
1	2. 適用範囲	適用範囲については、日本標準産業分類（総務省）に基づき“小売店舗”全般とされております。しかし、本分類は平成 25 年 10 月に改定しているものの、コンビニエンスストアは 5891-1「コンビニエンスストア（飲食料品を中心とするものに限る）」となっております。確かに、コンビニエンスストアは、各種食料品小売、酒小売、菓子・パン小売、牛乳小売、医薬品小売、化粧品小売、書籍・雑誌小売、新聞小売、紙・文房具小売、たばこ小売等、様々な側面を含むため、従前より各種統計調査等で、宙ぶらりんな位置を占めていたという経緯もあります。前述の業態店の例ですと、コンビニエンスストア、ドラッグストア、ディスカウントストア等が、日本標準産業分類（総務省）の 569「その他の各種商品小売業」に含まれているとの解釈でよいかご確認をお願い致します。	日本標準産業分類（総務省）の説明及び内容例示に基づき、原則として、コンビニエンスストア（飲食料品を中心とするもの）[5891]、ドラッグストア [6031]、ディスカウントショップ（販売する商品によって分類される）[6091 を除く 56～60] に区分されるものと考えます。
2	4-1. 環境に配慮した商品販売 － (2) 持ち帰り袋の使用量削減	小売りでのエコ対応の一つとして、レジ袋（プラスチック製）の削減は重要な課題になっております。ところが、殆どのコンビニエンスストアでは、未だ検討段階で実施に至っておりません。理由としては、精算前/精算後の識別、万引き品の識別、レジ袋に印刷されているロゴマークやコンビニ名による広告宣伝効果、購入後消費者によるゴミ袋への転用ニーズ、冷蔵/冷凍品・加熱品の紙袋では代替しにくい包装用途、マイバックの普及の遅れ等が挙げられます。海外や国内の一部小売店舗で、ポリのレジ袋への制限や有料化を推進している例もありますので、コンビニエンスストアのエコ対応の柱とする絶好の機会になるものとして期待されます。	ご意見のとおり、エコマーク基準でもレジ袋の削減は重要課題と認識しており、基準項目の中でも上位に位置付けて、申込者の意識向上を図っています。
3	4-1. 環境に配慮した商品販売 － 4-1. (3) 容器包装の簡略化	セミナーにおける基準の口頭説明の中で、簡易包装の事例としてノントレー包装を取り上げていたが、重量ベースで比較すると発砲ポリスチレン製のトレーより重い場合があり、必ずしも環境によいとは言いきれない。環境負荷削減効果がきちんと検証されているのか確認が必要である。	ご意見を踏まえ、判断に迷う取り組みについては環境負荷削減効果の根拠資料を求め、審査委員会において効果が確認できた取り組みのみ評価対象とします。また、環境に配慮した原材料を用いた容器包装を使用している場合も同様に評価で

No	該当箇所	御意見（概要）	対応内容
			きるよう基準項目の内容に追記しました。
4	4-3. 廃棄物の削減とリサイクル ー (26) 食品廃棄物の評価と目標設定	今年も恵方巻きの供給過剰・廃棄が問題になりましたが、通常時も鮮度管理の名のもとに食料品（弁当・パン）や日配品の廃棄が行われております。また各コンビニチェーンの方針にもよりますが、殆どのチェーンでマークダウンによる廃棄の削減を実施しておりません。コンビニ担当者はチェーン本部から厳しい在庫管理を強いられており、売り切れによる機会損失のみならず、廃棄によるロスも損失としてマイナス評価されます。発注予測（需要予測）の精度アップに向けて発注担当者のスキルアップはもちろん、過去の各店の実販データや地域・季節特性を加味して工夫されておりますが、廃棄ゼロの実現は至難の業となっているのが現実です。この現状を打破し、先進国の中でもトップクラスの日本の食品ロス率を低減するためにも、評価と目標に関しては厳しめの設定にすることが望ましいと考えます。	ご指摘のとおり、食品ロス削減はなかなか進んでいないのが実情と理解しています。そのため、エコマーク基準では、Step1：廃棄物量の把握→Step2：目標や基準、計画策定→Step3：目標の達成と段階的に加点されるよう基準項目を設定しました。なお、目標値は食品リサイクル法に定めのある数値を参照し、取り組みレベルに応じて重み付けしています。

意見者 2、意見総数 4